

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
7款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	441,000
計				441,000

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金（社会保 障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	252,405	134,883		117,522	117,522
		3目 障害者福祉費	182,362	43,711	12,653	125,998	125,998
		4目 老人福祉費	676,607	133,168	19,958	523,481	523,481
		6目 障害者自立支援費	732,074	548,207		183,867	183,867
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	811,035	736,813		74,222	74,222
		3目 母子福祉費	322,267	74,681	8,600	238,986	238,986
		7目 児童発達支援費	246,049	184,806		61,243	61,243
	4項 災害救助費	1目 災害救助費	1,452	2		1,450	1,450
4款 衛生費	1項 保健衛生費	1目 保健衛生総務費	210	105		105	105
		2目 予防費	15,133	164		14,969	14,969
計			3,239,594	1,856,540	41,211	1,341,843	1,341,843

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（841,000千円）の21分の11に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費